

資料

1 環境基本計画策定作業経過

月日	会議等名称	協議内容等
平成 27 年		
5月11日(月)	第1回庁内委員会	・環境基本計画の概要、策定方針、スケジュール等の説明
5月11日(月)	第1回ワーキング	・現況データ、各課調査実施の説明 ・ワークショップ(施策推進の方向性の検討)
5月26日(火)	第1回環境審議会	・環境基本計画の概要、策定方針、スケジュール等の説明
8月27日(木)	第2回ワーキング	・体系案の確認 ・ワークショップ(体系案の確認、成果指標案の検討)
10月21日(水)	第3回ワーキング	・体系変更案、成果指標案、重点プロジェクト案の確認 ・ワークショップ(体系変更案・成果指標案の確認、重点プロジェクトの検討)
11月6日(金)	第2回庁内委員会	・施策体系、成果指標案、重点プロジェクトの確認
11月12日(木)	第2回環境審議会	・施策体系、成果指標、重点プロジェクトに関する説明、意見聴取
12月17日(木)	パブリックコメント 開始	・ホームページのほか、市役所等で公表 ・環境保全委員、環境団体、事業所等へのDM送付
平成 28 年		
1月18日(月)	パブリックコメント 終了	・意見提出 5件(1人)
1月28日(木)	第3回環境審議会	・計画内容案の説明、承認
2月12日(金)	市議会全員協議会	・環境基本計画案について

2 掛川市環境審議会名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属組織等名称・役職	備考
会 長	杉野 孝雄	遠州自然研究会 会長	学識経験者
副会長	星之内 進	NPO 法人おひさまとまちづくり 代表	市民代表
委 員	大石 齋	日本野鳥の会遠江支部	環境団体
	鈴木 一政	里山を歩く会 会長	環境団体
	角皆 健治	元中学校理科教師	学識経験者
	松浦 成夫	NPO 法人時ノ寿の森クラブ 理事長	環境団体代表
	桑原 百合子	掛川市消費者協会 会長	市民代表
	渡辺 晴美	掛川市農業委員会 委員	市民代表
	名倉 光子	NPO 法人とうもんの会 理事長	環境団体代表
	伊藤 裕司	松浦梱包輸送株式会社	事業者代表

3 関係者名簿

■策定庁内委員会

	部 課 名	役 職	氏 名
1	総務部	部長	釜 下 道 治
2	管財課	課長	笹 本 厚
3	企画政策部	部長	鈴 木 哲 之
4	企画調整課	課長	山 本 博 史
5	生涯学習協働推進課	課長	大 石 良 治
6	地域支援課	課長	松 浦 伸 弥
7	環境経済部	部長	榛 村 吉 宣
8	下水整備課	課長	鈴 木 勉
9	農林課	課長	岡 本 善 英
10	商工観光課	課長	戸 塚 宏 五
11	都市建設部	部長	小 林 隆
12	都市政策課	課長	林 和 範
13	土木課	課長	山 下 甫
14	維持管理課	課長	杉 山 邦 雄
15	教育委員会	次長	松 本 一 男
16	学校教育課	課長	佐 藤 嘉 晃
17	社会教育課	課長	栗 田 一 吉

■策定庁内ワーキング

	課 名	役 職	氏 名
1	管財課財産管理係	主事補	戸 塚 芹 奈
2	企画調整課経営戦略係	主任	住 本 啓
3	生涯学習協働推進課自治活動支援係	主事	竹 下 綾 乃
4	地域支援課みどり推進係	主事	藤 原 一 成
5	地域支援課地域づくり係	主事	柴 田 夏 季
6	下水整備課下水道整備係	主任	西 郷 和 良
7	下水整備課浄化槽係	主任	原 太 一
8	農林課農政係	主任	泉 田 由 妃
9	農林課農村基盤係	主事	岡 本 浩 一
10	農林課林業振興係	主任	山 田 幸 一
11	商工観光課商業労政係	主任	国 京 準
12	商工観光課観光交流係	主任	川 添 美 紀
13	都市政策課計画係	主任	井 口 浩 一
14	土木課河川係	技師	榛 葉 真 吾
15	土木課都市基盤係	主事	山 本 藍
16	維持管理課管理係	主事	伊 藤 敦 毅
17	学校教育課指導係	指導主事	横 井 和 好
18	社会教育課スポーツ振興係	主事	川 隅 彩

■事務局

	役 職 等	氏 名
1	環境政策課長	鈴 木 久 裕
2	主幹兼環境政策係長	本 多 弘 典
3	環境政策課主任	片 山 能志晴
4	環境政策課主事補	神 野 嵩 之

4 掛川市環境基本条例

平成 17 年 12 月 22 日掛川市条例第 227 号
改正 平成 18 年 3 月 24 日掛川市条例第 11 号
平成 22 年 3 月 31 日掛川市条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全と創造に関する施策（第 7 条—第 21 条）

第 3 章 環境審議会（第 22 条—第 26 条）

第 4 章 雑則（第 27 条）

附則

私たちの掛川市は、日本列島のほぼ中央、東経 138 度 00 分に位置し、南部には遠州灘、北部には八高山をはじめとする山地、中央部には小笠山周辺に平地を配し豊かな恵みを受けている。

このような自然地形条件の下に、さまざまな動植物が生息し、海岸、河川、ため池、森林等の自然資源が確保されているまちであるとともに、昔からの交通の要衝でもあり、先人たちの努力により、産業がバランスよく発達してきた。

しかしながら、近年の社会経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄などにより資源やエネルギーを消費し、自然の再生能力を超えるような負荷を与えることとなり、その結果、環境の劣化が大きく進み、持続可能な社会の維持が難しい状況にある。このような環境への影響は、地域社会にとどまらず、地球的規模にまで広がり、ますます複雑・多様化の様相を呈する一方で、将来にわたる問題として認識され、世界的に様々な環境への取組が進められている。

私たちは、等しく健全で豊かな環境の恵みを享受する権利を有するが、同時に豊かな環境を護り、育てながら未来へと引き継ぐ責務を負っているとともに、人は自然界の一構成員に過ぎないという謙虚な姿勢で現状を直視し、持続可能であるとともに豊かな自然を大切にする社会を創造すべく、具体的に行動しなければならない。

このような認識の下に、掛川市は、すべての者が手を取り合せて、環境の保全と創造に向けた取組を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号。以下「法」という。）の基本理念にのっとり、環境の保全と創造について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域環境力を高め、現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地域環境力 市及び市民等（市民及び事業者並びにこれらが組織する団体をいう。以下同じ。）が連携し、地域の資源を把握するとともに活用し、環境について望ましい目標を共有しながら取り組む地域の意識及び能力をいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全と創造は、市民が将来にわたって豊かな環境の恵沢を享受するよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、地球的視野から持続的発展が可能な社会の構築を目的とし、すべての者が公平な役割分

担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

- 3 環境の保全と創造は、地域における事業活動や日常生活が地球環境に影響を及ぼすものであるとの共通認識の下に、すべての者が自らの問題として、積極的に推進しなければならない。
- 4 環境の保全と創造は、自然と人との共生及び生物多様性の保全を目的として行われなければならない。
- 5 環境の保全と創造は、市民が他の者との協力を図りつつ、健康で文化的な生活を享受できるよう適切に行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全と創造に関し、自然、歴史及び社会条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、基本理念にのっとり、市が実施する事業に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに環境に配慮した事業に積極的に取り組まなければならない。
 - 3 市は、基本理念にのっとり、環境保全活動を率先して実行し、市民及び事業者の模範となるよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減、循環型社会の構築及び自然環境の保全と再生に積極的に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う公害の防止及び環境への負荷の低減、循環型社会の構築及び自然環境の保全と再生に積極的に取り組まなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が行う事業活動に伴い市の区域内に滞在し、又は通過する者に対し、環境の保全と創造に関する周知及び啓発をするよう努めなければならない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全と創造に関する施策

(基本方針)

- 第7条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とし、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 地球温暖化防止を推進するため、省資源、省エネルギー及び新エネルギーの推進及び支援を行うこと。
 - (2) 循環型社会を構築するため、ごみ発生量の抑制及び再使用、リサイクルの推進及び適正な処理、エネルギーの効率的な利用、バイオ資源の有効活用並びに循環型農業を推進し、及び支援すること。
 - (3) 豊かな自然環境を保つため、生物多様性の保全を図るとともに、海岸、河川、ため池、森林、農地等の自然環境を体系的に保全すること。
 - (4) 良質で健康的な生活環境を確保するため、公害を防止するとともに、緑化の推進、歴史的・文化的な景観の形成等を行うこと。
 - (5) 環境の保全と創造に関する理解及び活動を行う意欲の増進を図り、地域環境力を向上させるため、大気、水質、土壌、野生動植物等に関する環境学習の推進に努めるとともに、市民等に対し、学習の場の提供、人材の育成、技術的な指導その他必要な支援を行うこと。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民等の意見の反映に努めるとともに、第22条の掛川市環境審議会の意見を聴かななければならない。
 - 3 市長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全と創造に配慮しなければならない。

(市民等の意見の反映)

- 第10条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定するに当たっては、市民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第11条 市は、土地の形質の変更、工作物の新設その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある事業（以下「開発事業等」という。）を行おうとする者が当該事業の実施に当たり、あらかじめ当該事業に係る環境への影響について適正に配慮するよう、自然環境の保全、開発事業等の必要性その他の総合的見地から助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせるおそれのある活動を行う者がその活動に係る環境への負荷を低減させることを誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の防止、自然環境の適正な保護等に関し必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第14条 市は、下水道、一般廃棄物処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的設備の整備その他の環境の保全と創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、海岸、河川、堤防、道路、緑地その他の公共的施設の整備及び管理について、自然環境に配慮するとともに、その健全な利用を図るための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(物質の循環的かつ有効的な利用等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による物質の循環的かつ有効的な利用、エネルギーの合理的な使用、新エネルギーの導入、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民等が自発的に行う生活排水の浄化、資源の有効活用、バイオ資源の有効利用、生物多様性の保全その他の環境の保全と創造に関する活動を促進するため、技術的な指導若しくは助言又は情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第17条 市は、環境の保全を図るために特に必要があると認めるときは、市民等が実施する環境の保全に関する措置について、市民等との間に環境の保全に関する協定を締結することができる。

(調査の実施等)

第18条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、適正に実施するため、市内の動植物、水質、大気その他環境の状況を把握するとともに、必要に応じて調査を実施するものとする。

(環境施策の実施状況の公表)

第19条 市長は、毎年度、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、環境の保全と創造に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(地球環境保全)

第21条 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境保全に関する施策及び国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第22条 環境の保全と創造に関する基本的事項を調査審議するため、法第44条の規定に基づき、掛川市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第23条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 環境関係団体の代表者
- (4) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 25 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 26 条 審議会の庶務は、環境経済部において処理する。

第 4 章 雑則

(委任)

第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第 23 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附則（平成 18 年 3 月 24 日掛川市条例第 11 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 22 年 3 月 31 日掛川市条例第 1 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

5 用語解説

用語	意味
あ行	
ISO14001	企業が、地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構（ISO）が作成した国際規格のこと。公害対策のように決められた基準値を守ればよいといったものではなく、企業が環境に対する負荷を減らしていくための努力目標を設定し、そのための人材教育やシステム構築を行った結果を認証機関が認定するものである。
ICT 機器	Information & Communications Technology の略。情報通信技術のこと。
アダプトプログラム	ボランティアとなる市民や企業が「里親」として、道路などの一定の区画を自らの養子(Adopt)とみなし、定期的な清掃の面倒を見る制度のこと。1985年（昭和60年）にアメリカ、テキサス州で道路の散乱ごみ対策の新しい取り組みとして始められ、道路と「養子縁組」という取り組みは、自分たちの生活空間を快適にしたいという住民たちの間で広く普及し、瞬く間に全米48州にまで広がっている。
EMS	環境マネジメントシステム（EMS・Environmental Management System）。組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みのこと。 環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001があり、他にも地方自治体、NPOや中間法人等が策定した環境マネジメントシステム、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードなどがある。
生きる力	文部科学省が学習指導要領で使用している言葉で、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、[豊かな人間性]、[健康と体力]の3つの要素からなる力のこと。
遺伝子組み換え作物（食品）	栽培するのに適した性質を作るため、自然界から適した遺伝子を探し出し、新たに組み入れた作物及びこれを原料とした食品などのこと。長期間摂取しつづけることによる慢性毒性やアレルギーの発生、遺伝子を操作することで全く未知の毒性物質やアレルギー物質が生じる危険性など、健康への影響、次世代への影響が懸念されている。また環境面においても、遺伝子組み換え作物が栽培され、自然界と接触を持つことによって、導入された遺伝子が野生生物に移行する遺伝子汚染や、組み換え作物が標的以外の生物に悪影響を及ぼす危険性などが心配されている。
エコアクション21	中小企業においても容易に環境配慮の取り組みを進めることができる環境マネジメントシステムで環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮ツールのこと。幅広い事業者に対して環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに環境への取り組みに関する目標を持ち行動し、結果を取りまとめ評価し報告するための方法を提供している。平成16年4月に環境問題に関するグリーン購入の進展等の様々な新たな動きを踏まえてその内容を全面的に改定した。
エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称のこと。
温室効果ガス	太陽光で暖められた地球が宇宙へ熱を放出させるとき、その熱を吸収し、地球内に熱をとどめる働きをするガスのこと。このガスが地球にとって温室の役割をすることから温室効果ガスと呼ばれる。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象になっている。
か行	
外来種	帰化生物、帰化種ともいう。原産地から人間によって意図的あるいは偶然に運ばれて、新たな場所に定着した生物のこと。最近では、観賞用などとして持ち込まれる動植物が増加し、その野生化が問題となっている。他地域からの移入は、地域の在来種が保持してきた遺伝的特性を交雑により消失させる恐れがあるほか、オオクチバスやブルーギルなど魚食性の外来種が、在来種の生息を脅かすなど生態系への悪影響が懸念されている。
外来生物法	外来生物（移入種）による生態系等への影響を防止するための法律のこと。2004年6月公布、2005年6月より施行。海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。生態系等への被害が認められる生物は、特定外来生物として規定され、飼育、栽培、譲渡、運搬、輸入、さらに野外への放出などが規制される。
化学的酸素要求量（COD）	Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもののこと。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

用語	意味
掛川市エコ・ネットワークワーキング	掛川市内における環境保全活動を行っている団体が、それぞれの活動計画に周知や共同での活動などについて調整を行うことにより、それぞれの活動を有機的に結びつけより一層環境保全への取り組みが深まることを目的とした組織のこと。平成13年に組織し、18年4月現在22団体が加入し活動している。
掛川市環境基本条例	地球環境、自然環境、生活環境の保全と創造を行うため、基本理念や市、市民事業者等の各主体の責務について定めた、掛川市の環境に関するすべての基本となる条例のこと。
かけがわ美化推進ボランティア事業	市内の清掃美化活動をしていただくため、企業や団体、個人などに登録してもらう制度のこと。
合併処理浄化槽	し尿に加え、台所、風呂、洗濯などからの生活雑排水を戸別に処理することが出来る浄化槽のこと。これに対して、し尿のみをよりする浄化槽を単独処理浄化槽という。沈殿分離、あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって排水を処理し、それを消毒して放流する。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなっていることから、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、合併処理浄化槽の普及が求められている。
環境 ISO	国際標準化機構（ISO）が作成した国際規格である、ISO14000 シリーズのこと。ISO14000 シリーズは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど様々な手法に関する企画から構成されている。
環境 ISO 支援ボランティア	環境 ISO 等の環境配慮活動を実施する、または実施する予定のある事業所へ、市が専門知識を持ったボランティアを紹介し、より少ない負担での環境配慮の取り組みを支援し、環境に配慮する事業所の増加を目指す団体のこと。
環境基本法	平成5年に制定され、環境の保全について基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている法律のこと。
環境と開発に関する国連会議	別称：地球サミット。1972年6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議の20周年を機に、1992年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議のこと。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（リオ宣言）」や宣言の諸原則を実施するための「アジェンダ21」そして「森林原則声明」が採択された。
間伐	成林を目的とする樹種の各林木の競合による共倒れを防ぐために、主伐までの間、成立本数を調整（間引き）する伐採のこと。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	1988年に、国連環境企画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の共催により設置された。世界の第一線の専門家が、地球温暖化について科学的な評価を行っている。2001年には、地球温暖化に関する最新の科学的知見を取りまとめた「IPCC第3次評価報告書」が公表されている
京都議定書	1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書のこと。先進締約国に対し、2008～12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。また、削減数値目標を達成するために、京都メカニズム（柔軟性措置）を導入。京都議定書の発効要件として、55カ国以上の批准、及び締結した附属書I国（先進国等）の1990年における温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）の合計が全附属書I国の1990年の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）の55%以上を占めることを定めている。2000年に、米国は経済への悪影響と途上国の不参加などを理由に離脱。結局、京都議定書は2005年2月16日に米、豪抜きで発効している。
クラウドファンディング	インターネットを通じて、多くの人から少額ずつ資金を集める仕組みのこと。一般に、そのスキームによって、「寄付型」（寄付として資金を提供するのみ）、「購入型」（製品やサービスを受け取る）、「投資型」（株式やファンドを取得する）、「融資型/貸付型」（資金を貸し付ける）に大別される。
経済のグリーン化	経済活動が環境に配慮したものとなり、経済活動により自然資源や生態系などの地球環境が回復不能なほど損なわれることがないようにすること。
けっトラ市	生産者が軽トラックの荷台をお店にして、採れたての新鮮な野菜や手づくり加工品などを運んできたまま対面販売する市場のこと。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために、市が管理する下水道で終末処理場を有するもの、または、流域下水道に接続するものに加え、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもののこと。原則的に公共下水道の設置、改築、修繕、維持、その他の管理は、自治体が行う。
コベネフィット型環境対策	一つの活動がさまざまな利益につながっていくこと。例えば、森林や湿原の保全が、生物多様性の保全につながり、同時に、二酸化炭素の吸収源を守り、地球温暖化対策にもなるという相乗効果を指す。

用語	意味
さ行	
再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称のこと。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。
里地里山	奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念のこと。
自然環境の保全に関する条例	野生動植物の保護その他必要な事項を定めることにより、自然環境の適正な保全を総合的に推進すること等を目的とした市の条例。
自然林	人が手を加えていない森林のこと。日本の自然林には、暖温帯では九州・四国・本州の関東以西および東北地方の海岸に成立するシイ・カシ・タブ林などの常緑広葉樹林、また冷温帯では本州の山地や東北地方・北海道に成立するブナ・ミズナラ林などの落葉広葉樹林、本州の亜高山・高山帯のシラビソ・オオシラビソ林やハイマツ林、北海道のエゾマツ・トドマツ林などがある。
持続可能な開発のための教育 (ESD)	Education for Sustainable Development。環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくことを実現するために、一人ひとりが日常生活や経済活動の場で世界の人間や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育のこと。
循環型社会	平成12年6月に定められた「循環型社会形成推進基本法」では、第2条第1項で「製品などが廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」と定義されている。
新エネルギー	技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分ではないもので、石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なものこと。エネルギー源の性質により、太陽光発電、風力発電などの「自然エネルギー（再生可能エネルギー）」、廃棄物発電などの「リサイクル・エネルギー」、燃料電池などの「従来型エネルギーの新利用形態」の3つに分類される。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林のこと。
水源かん養（機能）	農林業においては、特に水田が有する保水・防災機能のこと。水田は広い面積に長時間水をためることによって効率よく水を土中に浸透させる。涵養された地下水は浄化され、長い時間をかけて河川に還元され、河川流量の安定化に役立っている。特に渇水時には、河川水位の低下に伴い地下水が河川に流入し、下流での取水量を安定させている。また、地盤沈下を防止する機能もある。
スマートコミュニティ	環境配慮型街区のこと。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	生物化学的酸素要求量 (mg/l)。20℃5日間で水中の微生物により有機物が酸化・分解される時に消費される酸素の量で、河川、下水、工場排水などの有機汚濁を測る指標のこと。BODの値が大きいほど汚染物質（有機物）が多く、水質汚濁が進んでいることを示す。
生物循環パビリオン	し尿処理施設という本来の役目のほかに、生涯学習の精神に基づき、生物循環（エコサイクル）についての学習展示施設としての機能を併せもった掛川市の施設のこと。パビリオンの各コーナーでは、私たちの住む地球と水、水と生命との関係や、し尿処理と生物循環のしくみについて、学ぶことができる。
生物多様性	生態系、種、種内（遺伝子）の3つの多様性を指す考え方のこと。 ①多様な生態系が存在するという生態系の多様性、 ②全地球的に種の絶滅が防止され、個々の生態系が多様な種から構成されているという種間の多様性、 ③同じ種においても、多様な地域的個体群が存在するということを含め、同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという種内の多様性の3つのレベルが考えられる。
世界農業遺産	社会や環境に適応しながら何世代にもわたり発達し、形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性に富んだ、世界的に重要な地域を次世代へ継承することを目的に国連食糧農業機関（FAO）が2002年（平成14年）から開始したプログラムのこと。

用語	意味
た行	
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、コプラナー（PCBs）の総称のこと。国際がん研究機関は、最も毒性が強いものは人に対する発がん性があるという評価を行っている。また、皮膚炎、肝臓障害、奇形児なども懸念されている。ダイオキシン類は、主として燃焼に伴って非意図的に発生するものであり、主な発生源は、一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉であるが、たばこの煙や自動車排ガスにも含まれる。
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類が、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であるために、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去などを推進するため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置などを定めた法律のこと。平成12年1月施行。
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。異常気象の増加、農業生産や生態系などへの影響が懸念されている。
地産地消	「地元生産・地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費するという意味のこと。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。地元の旬の食材を旬に活用することによりエネルギーの面からみても地球温暖化対策に寄与している。
茶草場農法	茶園の畝間にスキヤササを主とする刈敷きを行う伝統的農法のこと。この茶草によって、茶の味や香りが良くなると言われている。
天然ガスコーージェネレーション	ガス、石油などの1つのエネルギー源から電気と熱などの複数のエネルギーを取り出して有効利用するシステムのこと。エネルギーの利用効率が大幅に上がり、CO2の削減や環境汚染物質の排出削減やエネルギー利用のコストを下げる利点がある。
天然記念物	日本の貴重な自然で、学術上の価値の高い動物、植物、地質・鉱物などを、国や地方自治体が指定したもののこと。そのなかでも特に貴重なものは特別天然記念物に指定される。
都市生活型公害	自動車の排ガスによる大気汚染、自動車等の騒音、生活雑排水等による中小河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げ等による地盤沈下など都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害のこと。
は行	
バイオマス	木材、海藻、生ごみ、紙、動物の死がい、ふん尿など化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源のこと。燃焼時に二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーとして、化石燃料に代わる代替エネルギーとして注目されている。
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。
フードマイレージ	輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもののこと。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる。
複層林	森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業上、一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業が行われた森林をいう。
不法投棄	法律が定める方法に従って廃棄物を適切に取り扱わず、山林や水辺などに捨てる行為のこと。不法投棄された廃棄物に含まれる有害物質は、周辺の土壌、地下水や河川などに漏れ出し、汚染を引き起こす原因となる。
HEMS	HEMSとは「Home Energy Management System」の略で、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのこと。家電や電気設備とつなぎ、電気などの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりする例がある。
ま行	
マイバッグ	買い物時にレジ袋をもらわないために、持っていく袋のこと。各自治体や事業者など省資源活動の一環としてマイバッグキャンペーンを実践している。
マツノザイセンチュウ（松喰い虫）	線虫の一種のこと。体長約一ミリ。マツノマダラカミキリによって媒介され、そのかみ傷から樹中に侵入して繁殖し、松枯れを起こす。材中でカミキリの幼虫が羽化すると体内に移り、運ばれる。日本には米国から渡来。
緑の精神回廊	防災と美観の公共空間を兼ね備えた緑あふれる歩道のネットワークのこと。防災空間（都市の空間的基盤・都市防災）、ふれあい空間（人々との共生・地域交流の舞台）、洗心空間（自然との共生・思索・哲学の空間づくり）、美観学習空間（生涯学習実践の舞台）の4つの役割を担っている。

用語	意味
(木質) ペレット	バイオマス燃料のひとつ。おがくずや木くず、製材廃材などの破砕物に圧力を加えて直径 6～8mm 程度の円筒状に成形固化して取り扱いや輸送性を高めた固形燃料のこと。木材を原料とするため大気中の二酸化炭素が光合成によって固定されたエネルギーで、燃焼させても地球上の二酸化炭素は実質的に増減しない（カーボンニュートラル）とみなせることから、広くは地球温暖化防止に有効である。
や行	
ユニバーサル デザイン	「Universal (すべての人)」の「Design (構想、計画、設計)」であり、まちづくりやものづくりを進めるにあたり、性別、年齢、国籍、身体（身長の高低、利き腕、障害の有無、その他）などを超え、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように、すべての人に配慮した、環境、建物、施設、製品などのデザインをしようとする考え方のこと。
ら行	
レッドデータブック、 レッドリスト	レッドデータブックは、国際的には国際自然保護連合によって刊行された、世界の絶滅の恐れがある種の現状を明らかにした資料のことであり、レッドリストとその生物に関する資料を盛り込んだもの。レッドリストは、レッドデータブックに挙げるべき絶滅のおそれのある野生生物の種を評価別カテゴリーに分けたリストのこと。平成 6 年に新たなカテゴリーが採択されリストの見直しが行われた。日本でも環境省で平成 7 年よりレッドデータブックの見直しを開始し、まず分類群ごとにレッドリストを作成公表し、これを基にレッドデータブックを順次編さんしている。平成 12 年 4 月までに動植物全ての分類群についてレッドリストを作成しレッドデータブックは、は虫類、両生類、ほ乳類、汽水の淡水魚類、鳥類、植物 I、植物 II が刊行されている。静岡県でも平成 16 年 3 月に県版レッドデータブックを発行し、これに伴い県版レッドリストも改訂されている。